

令和８年度 第１回 山口県道路啓開協議会

○日時：令和８年７月３１日（金）１４：００～

○場所：国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所
（山口県防府市国衙１丁目１０－２０）

議 事 次 第

１．開会

２．会長挨拶

３．議事

（１）山口県道路啓開協議会規約（案）について

（２）道路法改正について（概要）

（３）中国地方道路啓開計画の概要

（４）今後の進め方

４．その他

５．閉会

令和7年2月7日

道路局路政課

「道路法等の一部を改正する法律案」を閣議決定 ～安全かつ円滑な道路交通の確保と道路分野の脱炭素化の推進に向けて～

昨年1月に発生した令和6年能登半島地震や、市町村の技術系職員の減少、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、平時からの備えと有事における初動対応の充実、インフラ管理の担い手不足への対応、道路分野の脱炭素化の推進を図るための「道路法等の一部を改正する法律案」が、本日閣議決定されました。

1. 背景

昨年1月に発生した令和6年能登半島地震においては、発災時における道路啓開の強化や平時からの防災活動拠点の整備、トイレコンテナ等の配備の充実の重要性が明らかになりました。また、橋、トンネル等の老朽化が進む中、担い手となる市町村の技術系職員の減少により、持続可能なインフラ管理が課題となっています。加えて、気候変動に伴い自然災害が激甚化・頻発化する中、道路分野の脱炭素化の推進が急務となっています。

2. 概要

- (1) 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の深化
 - ① 道路啓開計画を法定化し、実効性のある計画に基づいた道路啓開を実施。
 - ② 地方公共団体が管理する自動車駐車場について、災害復旧等の拠点として活用するため、国土交通大臣が必要な管理を代行することができる制度を創設。
 - ③ 被災地への出動が可能なトイレコンテナ等の平時からの配備を促進するため、その占用許可基準を緩和し、設置に対して無利子貸付制度を創設。
- (2) 持続可能なインフラマネジメントの実現
効率的な道路管理を実現するため、道路管理者間の協議により道路の点検や修繕等を他の自治体が代行できる制度（連携協力道路制度）を創設。
- (3) 道路の脱炭素化の推進
 - ① 道路管理者が協働して脱炭素化を推進するため、国の道路脱炭素化基本方針に基づき、道路管理者が道路脱炭素化推進計画を策定する枠組みを導入。
 - ② 脱炭素技術の活用を促進するため、道路の構造に関する原則に脱炭素化の推進等への配慮を位置づけ、計画に基づく脱炭素化に資する施設等の占用許可基準を緩和。
- (4) 道路網の整備に関する基本理念の創設
道路が持続的な成長、安全・安心で豊かな国民生活、地方創生に重要な役割を果たしていることを踏まえ、効率的・効果的な整備、防災機能の確保、脱炭素化の推進等を定めた基本理念を創設。

＜問合せ先＞

道路局 路政課 有賀、藤原、只埜、関根、高砂、杉崎

TEL：03-5253-8111（内線 37-333）、03-5253-8480（直通）

● 道路法等の一部を改正する法律案

背景・必要性

- 令和6年1月の能登半島地震では、人命救助・ライフラインの早期復旧・孤立集落への交通確保のための**道路啓開の強化**や平時からの**防災活動拠点の整備、トイレコンテナ等の配備**の重要性が明らかに
 - 橋、トンネル等の老朽化が進む中、担い手となる**市町村の技術系職員の減少**により、道路の防災機能の確保も含め持続可能なインフラ管理が課題
※技術系職員数が0人の市区町村は全体の**約25%**
 - 気候変動に伴い災害が激甚化・頻発化する中、**地球温暖化の影響を防止し、新たな削減目標に貢献**していくためにも、道路分野の**脱炭素化の取組**が重要
- ⇒ ①平時からの備えと有事における初動対応の充実、②インフラ管理の担い手不足への対応、③道路分野における脱炭素化の推進 により、安全かつ円滑な道路交通を確保する必要



法案の概要

1. 能登半島地震を踏まえた災害対応の深化 【道路法・特措法・財特法】

<初動対応の強化>

- **道路啓開計画を法定化**、実効性のある計画に基づいた**道路啓開を実施**（承認工事の特例の創設）

<災害時における国による機動的な支援>

- **災害時における直轄代行制度を拡充**
 - ・災害復旧等のため地方管理の自動車駐車場を活用する場合に必要な管理の代行
 - ・地方道路公社管理道路の災害復旧等の代行

<防災拠点としての自動車駐車場の機能強化>

- 平時に利用でき、災害時は被災地への出動が可能な**トイレコンテナ等の占用許可基準を緩和**、設置に対する**無利子貸付制度を創設**＜予算＞
- **地方管理の防災拠点自動車駐車場**について、**改築等を直轄代行**できる制度を創設

（平時）
・関係者で協議し、啓開計画を策定、定期的に見直し。実践的な訓練等を実施
・防災拠点となる「道の駅」の整備やトイレコンテナ等の配備促進 等

（発災時）
・啓開計画に基づく、道路啓開の実施
・防災拠点となる「道の駅」の管理を国が代行
・トイレコンテナ等の被災地への派遣 等

道路啓開計画

法定化



道路啓開のための訓練

道の駅

防災機能強化



トイレコンテナ等の被災地への派遣



道路啓開・災害復旧



設置作業の状況

2. 持続可能なインフラマネジメントの実現 【道路法】

- 市町村における技術系職員の減少等に対応し、効率的な道路管理を実現するため、道路管理者間の協議により道路の点検や修繕等その他自治体が代行できる制度（**連携協力道路制度**）を創設

3. 道路の脱炭素化の推進 【道路法・特措法】

- 道路管理者が協働して脱炭素化を推進するため、国の**道路脱炭素化基本方針**に基づき、道路管理者が**道路脱炭素化推進計画**を策定する枠組みを導入
- 脱炭素技術の活用を促進するため、**道路の構造に関する原則に脱炭素化の推進等への配慮を位置づけ**、計画に基づく**脱炭素化に資する施設等の占用許可基準を緩和**

4. 道路網の整備に関する基本理念の創設 【道路法】

- 道路が持続的な成長、安全・安心で豊かな国民生活、地方創生に重要な役割を果たしていることを踏まえ、効率的・効果的な整備、防災機能の確保、脱炭素化の推進等を定めた**基本理念を創設**

（参考）現行の目的規定：この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

※上記のほか、道路法に基づく負担金等の納付時における充当処理の見直しを実施するとともに、道路整備特別措置法の令和2年改正の際に手当てする必要があった同法第54条について規定の修正並びに道路法の令和3年改正の際に手当てする必要があった同法第102条及び第104条について表現の適正化を行う。



近隣の市町村が連携・協力して、道路管理を実施



道路照明のLED化



太陽光発電施設の設置

【目標・効果】安全かつ円滑な道路交通の確保と道路における脱炭素化の推進

道路法に基づく道路啓開計画に位置づけられた道路啓開訓練実施率：（2024年）規定なし → （2026年）国100%

道路照明のLED化率：（2023年度）国約44% → （2030年度）国100%



令和 7 年 4 月 16 日

道 路 局 路 政 課

**「道路法等の一部を改正する法律」が成立し、
その一部の施行に伴う関係政省令が公布及び施行されました
～改正法の円滑な施行を図ります～**

令和 7 年 4 月 9 日、「道路法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立し、このうち、国土交通大臣による災害復旧等のため地方自治体が管理する自動車駐車場を活用する場合に必要な管理の代行等に係る改正規定については、公布の日（令和 7 年 4 月 16 日）から施行されるため、その施行に伴う関係政省令が本日公布及び施行されました。

1. 概要

改正法は、自然災害の頻発や道路の老朽化等により、安全かつ円滑な道路交通の確保の重要性が増大していることを踏まえ、道路における平時からの備えと有事における初動対応の充実等の措置を行うものです。

改正法においては、

- ・道路啓開計画の法定化
 - ・国土交通大臣が災害復旧等のため地方自治体が管理する自動車駐車場を活用する場合に必要な管理を代行する制度
 - ・国土交通大臣が地方道路公社の管理する道路の災害復旧等を代行する制度
- に係る事項について、改正法の公布の日から施行することとされました。

改正法は、令和 7 年 4 月 9 日に成立したところであり、改正法の公布・一部の施行に合わせ、必要な規定の整備を行う必要があります。

2. 関係政省令の改正

- （1）道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）について、国土交通大臣が都道府県又は市町村に代わってこれらの地方自治体の管理する自動車駐車場の管理を行う場合に代行する権限等について規定の整備を行うほか、国土交通大臣が地方管理道路の災害復旧等の代行時に併せて行使できる権限として、占用許可等を行うにあたって必要な警察署長との協議に係る権限を追加するとともに、道路啓開の代行時に併せて行使できる権限として、災害時における車両の移動等（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 76 条の 6）に係る権限を追加します。
- （2）道路整備特別措置法施行令（昭和 31 年政令第 319 号）及び道路整備特別措置法施行規則（昭和 31 年建設省令第 18 号）について、国土交通大臣が地方道路公社の管理する道路の災害復旧等を行う場合に代行する権限及び必要な技術的読替え並びに必要な手続き等を規定することとします。
- （3）その他所要の改正を行います。

<問合せ先>

道路局 路政課 有賀、藤原、只埜、片岡、杉崎、松崎

TEL : 03-5253-8111（内線 37-333）、03-5253-8480（直通）



中国地方道路啓開計画の概要(1/3)

計画の目的

- 令和6年1月に発生した能登半島地震においては、人命救助、ライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保のための道路啓開が極めて重要であることが改めて認識された。こうした教訓を踏まえ、令和7年には道路法等が改正され、道路啓開計画の策定が法定化された。
- 「中国地方道路啓開計画」は、中国地方（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）の道路管理者及び関係者が構成する協議会での協議を経て、道路法第22条の3に基づく道路啓開計画として策定するものであり、大規模災害時において、関係機関が連携・協力し、道路啓開の実効性の向上を図ることを目的とする。

計画の概要

1. 対象とする災害

- 本計画における対象災害は、中国地方において甚大な被害が想定される「南海トラフを震源とする地震」とする。
- 想定する被災地域は、震度6弱以上または津波浸水が想定される市町村を基本とする（岡山県、広島県、山口県の45市町村）。
 - 震度分布：「南海トラフの巨大地震モデル・被害想定手法検討会 地震モデル報告書」（R7.3）に示される南海トラフ地震（陸側ケース）
 - 津波浸水想定：岡山県、広島県、山口県で想定されている最大クラスの津波

2. 道路啓開の目標

3. 優先的に道路啓開を実施する路線・区間

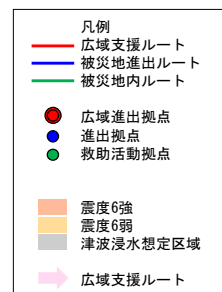
- 発災から概ね72時間以内に、高速道路等の広域支援ルートから瀬戸内海沿岸部の被災地域へのアクセスを確保することを目標とした『中国連環作戦』を実施
- 山陰側から山陽側の被災地域へ向かう広域支援ルートは、高速道路・直轄国道を基本に設定
- 甚大な被害が想定される近畿・四国・九州地方との接続ルートは高速道路を基本に設定
- 能登半島地震の教訓を踏まえ、海路・空路でのアクセスルートを設定

【拠点の考え方】

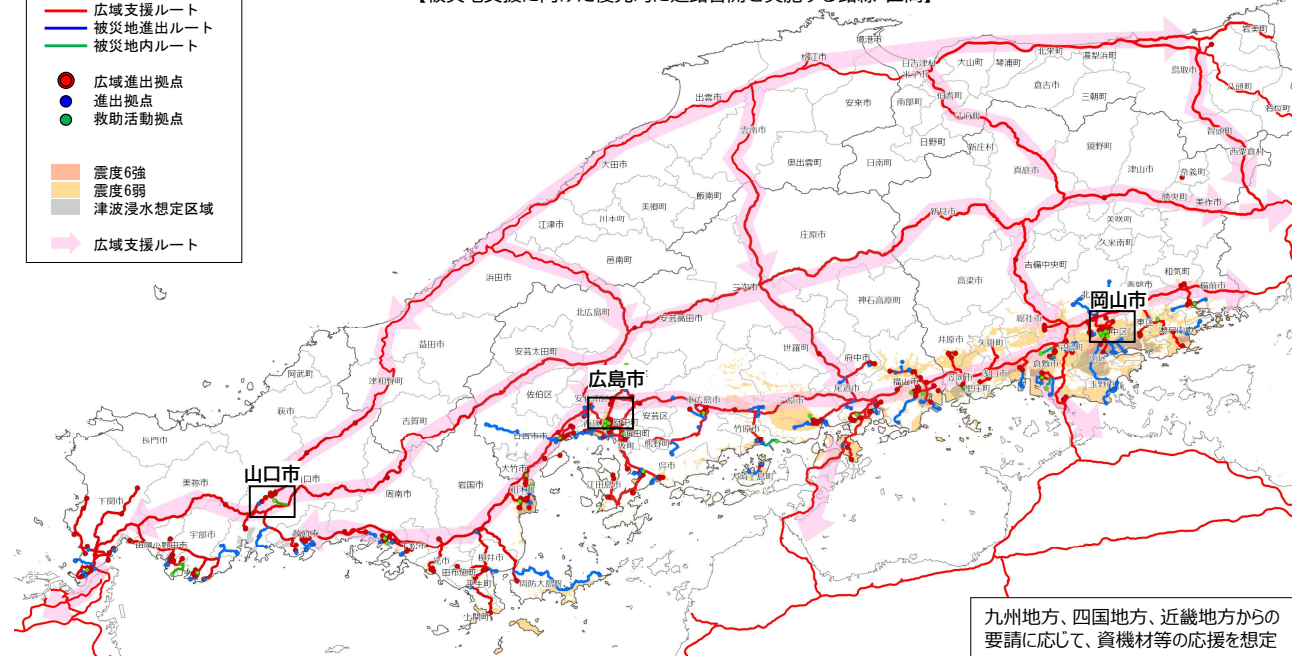
種別	拠点の役割
 広域進出拠点	- 災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一次的な目標となる拠点 - 災害対策を行う行政機関が災害対策本部を設置する拠点 - 救命・救助活動の司令塔となる拠点
 進出拠点	被災地に向かって広域応援部隊の移動や支援物資の輸送をする際の目標となる拠点
 救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点

【啓開候補路線の考え方】

種別	路線の役割
 広域支援ルート (概ね24時間以内)	被災地外から甚大被災地域までの広域移動ルート(高速道路等)及び高速道路ICから広域進出拠点までを接続するルート
 被災地進出ルート (概ね48時間以内)	広域支援ルートから進出拠点を接続するルート
 被災地内ルート (概ね72時間以内)	広域支援ルート又は被災地進出ルートから救助活動拠点を接続するルート



【被災地支援に向けた優先的に道路啓開を実施する路線・区間】



【山口市周辺拡大】



【広島市周辺拡大】



【岡山市周辺拡大】



中国地方道路啓開計画の概要(2/3)

計画の概要

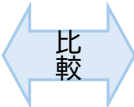
4. 道路啓開の方法

- 大規模災害発生後、道路管理者および関係機関が、「いつ・何を実施するか」を明確化したタイムラインを作成・共有し、相互に連携することで、実効性の高い道路啓開を実現
- 訓練等で得られた教訓等に基づき、タイムラインの内容について継続的な改善を図る
- 道路啓開作業は、各道路管理者と建設業協会が締結する災害協定および通年契約している道路維持工事等の業者の協力を基本として実施し、事前に路線ごとに道路啓開を担う建設企業等の割り当てを整理

5. 資機材の備蓄・調達

- 想定される被災想定量から算出した必要な資機材に対し、道路管理者および災害協定団体が保有する資機材の備蓄量と必要量を比較し、必要量を確保している
- ブルドーザやレッカー車、ホイールローダが不足する岡山県と広島県には、鳥取県と島根県からの支援を計画
- 災害発災時、他の地方(近畿、四国、九州等)において、想定を超える被害が発生した場合、山陰地方(島根県、鳥取県)で保有する資機材の活用について支援調整を実施

【資機材の必要量と保有量】

被災想定			必要資機材量			備蓄量 [道路管理者＋災害協定業者]	
災害廃棄物	136,931t		バックホウ	337台		4,126台	
津波堆積物	56,247t		ブルドーザ	83台		173台	
橋梁段差	108箇所		振動ローラー	7台		150台	
段差・亀裂	95箇所		タイヤローラー	7台		55台	
斜面崩壊	94箇所		レッカー車 ホイールローダ	45台		155台	
盛土崩壊	28箇所		大型土嚢	3,180袋		58,977袋	
放置車両	6,060台		盛土	1,150m ³		30,783m ³	
			土砂	534m ³		56,255m ³	
			砕石	560m ³		12,779m ³	
					必要量確保		

6. 実践的な訓練

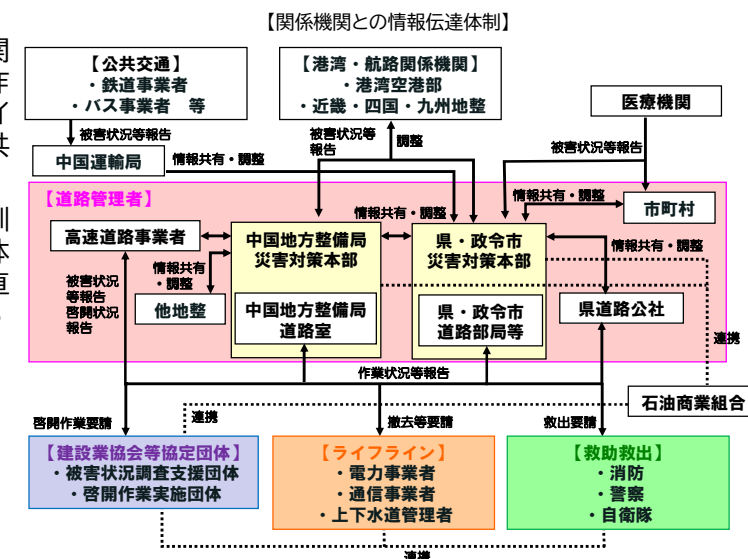
- 優先ルート選定訓練、情報収集・伝達訓練、土砂・がれき撤去や車両移動等の実働訓練等の主な訓練メニューを適宜組み合わせ、年1回以上、訓練を実施
- 既存の訓練と連携し、道路管理者、建設業関連団体、警察・消防・自衛隊、ライフライン事業者等の関係機関が参加することで実効性向上を図る

【訓練メニュー】

訓練メニュー	訓練内容
情報収集・伝達訓練	災害時の情報通信機器の操作訓練
	啓開路線・区間の被災情報等の収集や、道路啓開作業を実施する建設業者等への情報の伝達 道路啓開情報の伝達訓練
優先ルート選定訓練	緊急物資輸送、人命救助に向けた優先ルート選定(航路、空路等の活用)
	孤立集落解消やライフラインの迅速な機能復旧に向けた優先ルート選定
実働訓練	道路啓開のための重機操作訓練
	土砂・がれき・放置車両撤去訓練
	電柱や倒木の撤去訓練
	負傷者、ご遺体への対応訓練
	地下埋設物、危険物への対応訓練
	道路啓開作業中の上水道への対応
	道路啓開作業中のガス施設への対応
道路啓開と特定緊急水防活動との調整に係る訓練	長期浸水が想定されるエリアにおいて早期の浸水解消が必要な被災地内ルートに係る調整手順の確認訓練

7. 情報収集・伝達

- 道路管理者と関係機関で、情報伝達体制図を作成し、これに基づき、タイムラインに沿った情報共有・伝達を円滑に実施
- 訓練等で得られた教訓等に基づき、情報伝達体制については随時見直し、継続的な改善を図る



計画の概要

8. その他／道路啓開計画のスパイラルアップ(定期的な計画の見直し)

- 本計画は、道路管理者および関係機関で構成する「中国地方道路啓開協議会」における審議およびワーキンググループでの検討を経て作成
- 計画策定後は、以下の頻度および内容により、定期的な見直しを実施
 - 5年に1回：計画全体の精査・更新
 - 1年に1回：啓開作業範囲、資機材の備蓄・調達、訓練メニュー、情報伝達系統等の更新
- なお、被害想定等、道路啓開の目標、路線区間等の更新がある場合は適宜見直しを実施

8. その他／道の駅の活用

- 災害時の「道の駅」の迅速な活用と防災機能の強化に向け、各「道の駅」の位置を図示し、防災機能の現状等を整理
- 「中国連環作戦」の実施に重要な広域進出拠点・進出拠点として、「道の駅」を19箇所位置づけて活用
- 広域支援ルート上に立地する主要な「道の駅」のうち、9箇所を広域進出拠点として位置づけ、活用

・ 岡山県津山市	道の駅「久米の里」
・ 広島県世羅町	道の駅「世羅」
・ 広島県竹原市	道の駅「たけはら」▲
・ 広島県北広島町	道の駅「舞ロードIC千代田」▲
・ 広島県東広島市	道の駅「西条のん太の酒蔵」●▲
・ 山口県山口市	道の駅「長門峡」▲
・ 山口県上関町	道の駅「上関海峡」
・ 山口県周南市	道の駅「ソレーネ周南」●▲
・ 山口県下関市	道の駅「きくがわ」
- 被災地進出ルート上に立地する主要な「道の駅」のうち、10箇所を進出拠点として位置づけ、活用

・ 岡山県玉野市	道の駅「みやま公園」●▲
・ 岡山県瀬戸内市	道の駅「一本松展望園」
・ 岡山県瀬戸内市	道の駅「黒井山グリーンパーク」
・ 広島県福山市	道の駅「アリストめまぐま」
・ 広島県三原市	道の駅「みはら神明の里」▲
・ 広島県廿日市市	道の駅「スパ羅漢」
・ 山口県周防大島町	道の駅「サザンセットとうわ」
・ 山口県防府市	道の駅「潮彩市場防府」
・ 山口県山口市	道の駅「あいお」
・ 山口県山口市	道の駅「きらら あじす」

●：防災道の駅 ▲：防災拠点自動車駐車場



道の駅「みやま公園」



道の駅「西条のん太の酒蔵」



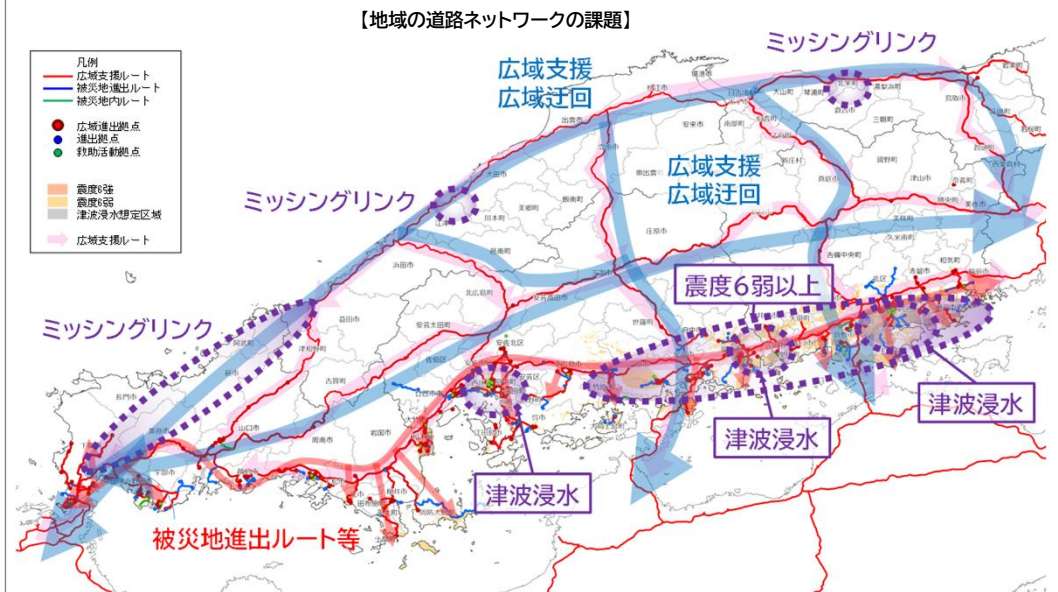
道の駅「ソレーネ周南」

8. その他／道路啓開ルートの上のリスクの整理

- 発災後できる限り早期に啓開ルートを選定できるよう、啓開ルート上のリスク(落橋、盛土・法面崩壊等)を事前に図示し明確化
- リスクが多い路線を事前に把握し、迂回路をあらかじめ設定

8. その他／地域の道路ネットワークの課題等の整理

- 沿岸部の被災地進出ルート等には、震度6弱の揺れや津波浸水が想定される地域が分布しており、山陽側の主要幹線道路等では、災害時に被災地進出や道路啓開の支障となるおそれがある。このため、橋梁・構造物の耐震化を進めるとともに、津波浸水が想定される区間では、事業中のバイパス等を活用した迂回路の確保により、幹線道路ネットワークの信頼性向上を図る。
- 山陰から山陽への広域支援のため、日本海国土軸を担う山陰道をはじめとする広域支援ルートの確保が重要となる。一方、山陰道には未整備・事業中区間が残り、南北の主要幹線道路等では山間部の狭隘区間が広域輸送の支障となるおそれがある。このため、山陰道のミッシングリンク解消を進めるとともに、南北の主要幹線道路等の機能強化により、安定的な広域支援ルートの形成を図る。
- 大規模地震時に九州への広域支援ルートとなる下関～北九州間もネットワークの脆弱性が課題。このため、緊急輸送ルート及び代替ルートの確保、九州地方の広域的な被災地へのアクセス強化が必要。



8. その他／複合災害の扱い

- 地震、津波の発生後に、大雨や大雪が加わる被災シナリオを設定
- シナリオに基づく各種リスクを図示し、関係機関で共有
- 特に、平成30年豪雨の教訓を活かし、被害発生につながる、土砂災害警戒区域、洪水・高潮浸水想定区域を図上に整理し共有

令和6年能登半島地震の発生



改正道路法の施行により道路啓開計画が法定化(R7. 4)

＜道路啓開計画に検討する事項＞

- | | |
|---------------------|----------------|
| ①対象となる災害の種類 | ⑤資機材の備蓄・調達 |
| ②道路啓開の目標 | ⑥実践的な訓練 |
| ③優先的に道路啓開を実施する路線・区間 | ⑦情報収集・伝達 |
| ④道路啓開の方法 | ⑧その他(道の駅の活用など) |

※R8.3中国地方道路啓開計画【地震・津波編】の策定



山口県道路啓開計画【地震・津波編】の策定

※令和8年度内を予定

検討する事項

①対象となる災害の種類(1号関係)

対象災害は、「地域防災計画」などで想定されている地震を設定

※中国ブロック版では、発生確率が高く、広域にわたって甚大な被害が想定される地震として「南海トラフ地震」を対象として設定

→想定する被災地域は、南海トラフ地震により震度6弱以上の揺れ又は津波浸水が想定される市町村を対象

⇒山口県とその周辺で発生が想定される地震

検討する事項

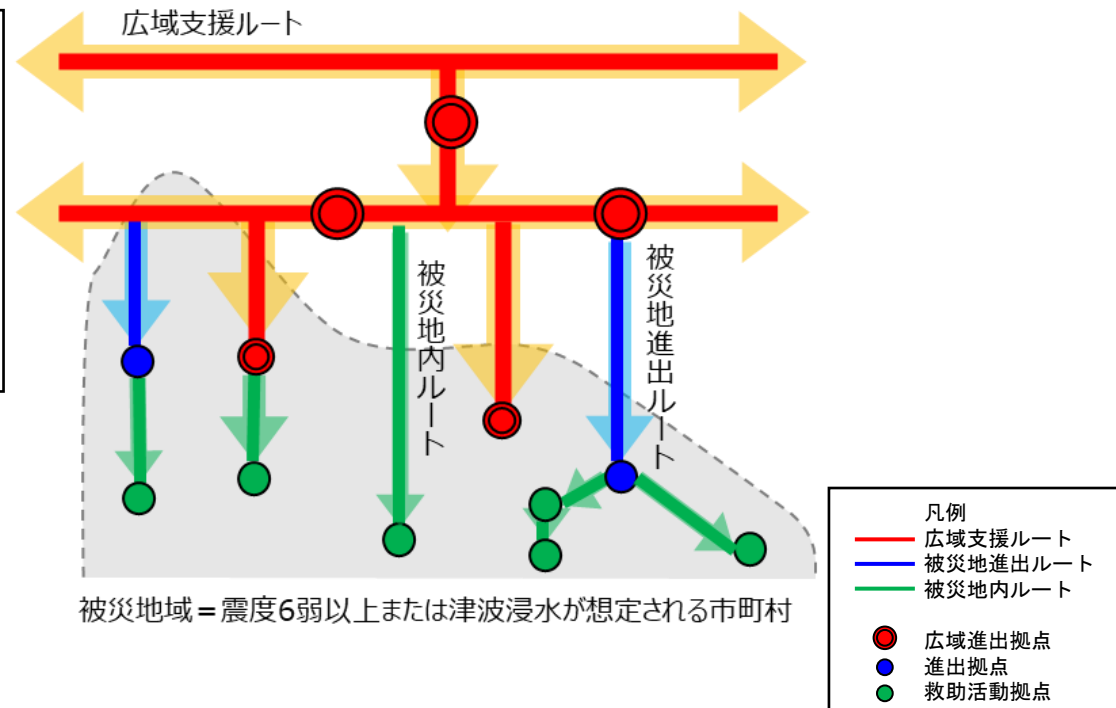
②道路啓開の目標(2号関係)

③優先的に道路啓開を実施する路線・区間(3号関係)

- ・発災から概ね72時間以内を目標
 - ・対象拠点の設定
 - ・ネットワーク整備状況を踏まえ優先順位設定
- ※陸路のアクセスが限られる場合は空路や海路を検討

(参考) 【中国地方道路啓開計画】

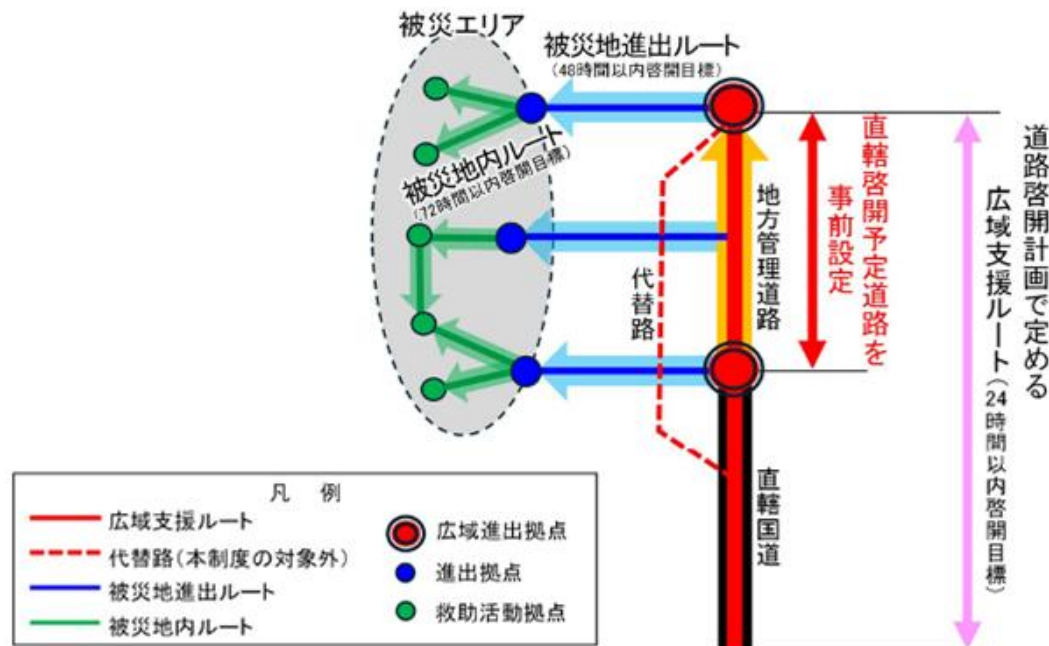
- ① **広域支援ルート** : 発災から概ね24時間以内
⇒高速道路等の広域移動ルート及び
広域進出拠点までのルート
- ② **被災地進出ルート** : 発災から概ね48時間以内
⇒進出拠点までのルート
- ③ **被災地内ルート** : 発災から概ね72時間以内
⇒救助活動拠点までのルート



検討する事項

④道路啓開の方法(4号関係)

- ・地震発生から72時間までに、道路管理者及び関係者が実施すべき事項について役割分担を明確にしてタイムラインを作成
- ・国等が本来道路管理者に代わって道路啓開を行う路線・区間について検討
- ・大きく被災する場合も想定し、代替路を検討



検討する事項

⑤資機材の備蓄・調達(5号関係)

- ・被災想定を基に資材の必要量を算出
- ・目標時間を踏まえ作業のパーティ数を考慮し、機材の必要量を算出
- ・必要な資機材が不足する場合、レンタル・リース業者等との災害協定の拡充や必要に応じて他地域からの受援について検討し、受援で対応できない場合は、道路管理者による調達について検討する

その他 整理事項等

⑥実務的な訓練(6号関係)

- ・発災後の道路啓開の円滑な実施のため、道路啓開計画に盛り込まれた内容を踏まえ、訓練内容を充実し、計画的に訓練を実施

⑦情報収集・伝達(7号関係)

- ・道路啓開作業のタイムラインを踏まえ、道路管理者と関係機関における情報収集・伝達に関わる体制・系統図等を整理

⑧その他(8号関係)

- ・道路啓開計画は定期的(5年に1回を基本)に見直す
- ・「道の駅」の活用について整理
- ・道路啓開ルートのリスクの整理
- ・地域の道路ネットワークの課題等の整理
- ・他の自然災害との複合災害について整理

今後のスケジュール

令和8年7月31日

第1回山口県道路啓開協議会

令和8年度上半期

第1回 WG

※計画の考え方について

令和8年度上半期

第2回山口県道路啓開協議会

令和8年11月

第2回 WG

※啓開計画素案について

令和8年12月

第3回山口県道路啓開協議会

令和9年1月

第3回 WG

※啓開計画について

令和9年2月

最終とりまとめ

第4回山口県道路啓開協議会

※協議会とWGについては、
必要に応じて実施

令和9年3月

山口県道路啓開計画【地震・津波編】策定・公表

※雪害、火山災害、風水害については別途策定予定